

福岡県公報

令和3年6月1日
第 204 号

目 次

告 示 (第583号 - 第586号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 落札者等の公示 (障がい福祉課) 2
- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (農山漁村振興課) 3
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 3
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) 4
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 5

公安委員会

- 福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部組織犯罪対策課) 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部組織犯罪対策課) 5
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活保安課) 6
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 6

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 6
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 7
- 令和4年度福岡県農業高等学校の学生の募集 (経営技術支援課) 7

告 示

福岡県告示第583号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	富久高線	前	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番4先まで	7.8 ～ 22.0	440.0
			後	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番4先まで	8.2 ～ 35.5	440.0
			後	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番4先まで	7.8 ～ 32.8	434.9

福岡県告示第584号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 高田線	大牟田市大字岩本311番1先から 大牟田市大字岩本1054番1先まで

福岡県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉郡筑前町久光1259番1先から 朝倉郡筑前町久光1537番1先まで

福岡県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

朝倉

386号

朝倉郡筑前町久光1547番3先から
朝倉郡筑前町久光1556番1先まで**公 告****公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
（2工区）遠賀郡水巻町頃末南三丁目45番1及び45番3
- 許可を受けた者の住所及び氏名
遠賀郡水巻町頃末北一丁目1-1
水巻町長 美浦 喜明

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称
福岡県子ども療育センター新光園清掃業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県子ども療育センター新光園
(2) 所在地
糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目2番1号
- 契約の相手方を決定した日
令和3年3月23日
- 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡総合ビル管理事業協同組合

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前一丁目 4 番 1 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

87,120,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告日

令和 3 年 2 月 9 日

8 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項及び地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定に該当

公告

令和 3 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

令和 3 年 6 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	594.46
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	234.52
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	626.00
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	205.00
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	941.74
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	239.77

〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1151.32
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	107.73
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.22
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	353.95
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	104.03
〃	水源かん養保安林	今川	〃	837.45
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	236.21
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	186.98
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	298.50

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 6 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 3 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
T I S株式会社 九州支社

(2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,930,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称
庶務事務システム保守運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
富士電機株式会社 九州支社

(2) 住所
福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
46,902,900円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字原田1759番及び1760番1

2 許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字猪野995番地2

一般社団法人 清流

代表理事 乙須 淑子

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部財務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

解散した清算法人浜田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年6月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
花田 信芳	福津市勝浦4083番地
井ノ上 清和	福津市勝浦4805番地
奥住 清治	福津市渡61番地
花田 雅春	福津市勝浦4080番地の1
花田 芳文	福津市勝浦4632番地

廣島 廣喜	福津市勝浦4633番地
井ノ上 精二	福津市勝浦4077番地
花田 健二	福津市渡168番地

公安委員会

福岡県公安委員会規則第8号

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和3年6月1日

福岡県公安委員会

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第110号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年福岡県公安委員会規則第8号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和3年6月1日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の制定による食品衛生法の一部改正に伴い、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条

例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和3年6月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第113号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、古物営業法に基づく処分基準等及び質屋営業法に基づく処分基準等（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和3年6月1日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和3年5月21日から同年6月19日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第116号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和3年7月27日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第117号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和3年7月8日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 武道場	中央警察署
令和3年7月14日（水） 午後1時30分～午後4時30分	筑紫野市上古賀一丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
令和3年7月20日（火） 午後1時30分～午後4時30分	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署

2 講習の科目

- 1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第118号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和3年6月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年8月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年8月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- 1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- 6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- 7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- 8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

公告

令和4年度福岡県農業大学校養成科の学生を次のように募集する。

令和3年6月1日

福岡県農業大学校長 重松 秀行

1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	専攻科目
養成科	50人	自営 法人・総合	水田・露地野菜、施設野菜、果樹、 花き、畜産

※1 令和4年度から、専攻コースが自営コースと法人・総合コースの2コースに変更。

※2 自営コースは自営就農を目指す者、法人・総合コースは農業法人への就業および農業技術指導者を目指す者の養成を主な目的とする。

※3 法人・総合コースの専攻科目は、入学後、各専攻科目で一定期間実習した後に選択する。

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

(1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（令和4年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（令和4年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 本県において就農する意欲を有している者

(イ) 本県の農業振興に意欲を有している者

(2) 試験

試験は、一般入学試験（A日程・B日程）及び推薦入学試験とする。

なお、一般入学試験（B日程）は、募集定員に達しない場合に実施する。

ア 試験日程

	一般入学試験（A日程）	一般入学試験（B日程）	推薦入学試験
願書 受付	令和3年11月12日（金） ～11月26日（金）	令和4年2月9日（水） ～2月22日（火）	令和3年9月10日（金） ～9月24日（金）
	・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。 ・郵便による受験申込みは、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。		
試験日	令和3年12月10日（金）	令和4年3月10日（木）	令和3年10月15日（金）
合格発表	令和3年12月17日（金）	令和4年3月15日（火）	令和3年10月22日（金）

イ 一般入学試験（A日程・B日程）

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

日 時		科目等	場 所
A日程 令和3年12月10日（金）	9時10分～ 10時00分	国語（国語総合）	筑紫野市大字吉木 767 福岡県農業大学校
	10時10分～ 11時00分	数学（数学Ⅰ）	
	B日程 令和4年3月10日（木）	11時10分～ 12時00分	
	13時00分～	面接	

注）各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には、総合得点にかかわらず、不合格とする。

(ウ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話番号092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3495）

。受験願書等は福岡県農業大学のホームページからもダウンロードできる。
 (http://fuknodai.jp)

また、郵送によって受験願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学に提出すること。

なお、受験手数料は無料とする。

- | | |
|---|----|
| (a) 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） | 1部 |
| (b) 入学志願理由書（所定の様式によること。） | 1部 |
| (c) 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、404円分の切手を貼ったもの。） | 2枚 |

c 受験票の発送

受験票は、A日程を12月上旬、B日程を3月上旬に発送する。

(エ) 合格者の発表

一般入学試験合格者の受験番号をA日程は令和3年12月17日（金）、B日程は令和4年3月15日（火）いずれも午前9時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載する。また、受験者に対しては可否結果を直接本人に文書で通知する。

ウ 推薦入学試験

(ア) 募集定員 定員の概ね2分の1以内

(イ) 推薦の要件

3の(1)の受験資格を満たす者であって、次に掲げる a 又は b のいずれかに該当するものであること。

- a 高等学校を令和4年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者

- (b) 学業成績が優秀で、学校長が責任を持って推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲が有り、福岡県農業大学卒業後、本県で就農が確実な者又は本県の農業法人への雇用就農を志望する者。
- b 上記以外の者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 市町村長又は農業協同組合長が責任を持って推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲が有り、福岡県農業大学卒業後、本県で就農が確実な者又は本県の農業法人への雇用就農を志望する者
- (ウ) 試験の日時、方法及び場所

日 時		科目等	場 所
令和3年 10月15日（金）	9時30分～ 10時20分	数学基礎	筑紫野市大字吉木 767 福岡県農業大学
	10時30分～ 11時30分	小論文 (800字程度)	
	12時30分～	面接	

(エ) 受験手続

- a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先
 一般入学試験に同じ。
- b 受験の申込方法
 所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学に提出すること。
 なお、受験手数料は無料とする。
- (a) 高等学校を令和4年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げるもの
- | | |
|-------------------------------------|----|
| i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） | 1部 |
| ii 入学志願理由書（所定の様式によること。） | 1部 |
| iii 推薦書（在籍する高等学校長が作成したもの。様式は自由とする。） | |

- iv 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、404円分の切手を貼ったもの。） 1部
2枚
- (b) 上記以外の者にあつては、次に掲げるもの
 - i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
 - ii 入学志願理由書（所定の様式によること。） 1部
 - iii 推薦書（所定の様式で住所地の市町村長又は農業協同組合長が作成したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の市町村長又は農業協同組合長が作成したものも可とする。） 1部
 - iv 返信用封筒（(a)のivに同じ。） 2枚

c 受験票の発送

受験票は、10月上旬に発送する。

(オ) 合格者の発表

推薦入学試験合格者の受験番号を令和3年10月22日（金）午前9時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載する。また、受験者に対しては可否結果を直接本人に文書で通知する。

(カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、一般入学試験を受験することができる。

この場合、受験願書、入学志願理由書（志望する専攻コースを変更する場合のみ）、返信用封筒を再提出すること。

4 在学中に行う研修等

大型特殊自動車免許（農耕用）、危険物取扱者（乙種第4類）、毒物劇物取扱責任者（農業用品目）、家畜（牛）人工授精師（畜産コースのみ）、フォークリフト運転技能講習、小型車両系建設機械運転業務特別教育講習等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。